

栗東市保育園等入園基準指数表及び調査表

(令和9年度)

児童名	年齢	歳児	園名	保育園		備考	
				点数			
事 項				父	母		
親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁			11	11		
	離婚・未婚・その他			10	10		
労働	就労・就労内定	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の就労		10	10	就労証明書	
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の就労		8	8		
		月20日以上かつ 1日5時間以上の就労		8	8		
		月16日以上かつ 1日4時間以上6時間45分未満の就労		7	7		
妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで			-	6	母子健康手帳の写し	
傷病・障がい等	傷病	入院、おおむね1か月以上		10	10	医師の診断書	
		居宅内療養	常時病臥	10	10		
			一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)			6
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級		10	10	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
		身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2・3級		6	6		
同一世帯の病人等の介護	入院その他施設等付添	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の付添		10	10	医師の診断書、介護被保険者証の写し、障害者手帳の写し等	
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の付添		8	8		
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護・介護認定(3~5)		10	10		
		上記以外の介護の場合		4	4		
災害	災害等による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明書	
求職活動	求職(開業準備含む)のため、外出を常態			3	3	確約書	
就学 職業訓練	通学	卒業後に就労を目的とする月16日以上1日4時間以上の就学等			6	6	在学証明書、カリキュラムのわかる書類等
-1 育児休業 (在園児のみ適用)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 育児休業の対象となる子が満2歳になる月の月末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合(育児休業の対象となる子が満9か月未満の場合を除く)、合計6点となり退園となります。			6		就労証明書	
-2 父母同時 育児休業 (在園児のみ適用)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 父母が同時に育児休業を取得し、育児休業の対象となる子が満8か月になる月の月末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合、合計10点となります。			5		就労証明書	
その他	~ に類する状態にあると市長が認める場合			各号に同じ			
				小計		~ までの要件ごとに採点し、合算しない。	
加算要件・減点要件	保護者が栗東市の定める保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労(予定)している場合			6			
	ひとり親家庭で祖父母等と別居している場合			2			
	令和8年度に市内の保育園・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に在園している場合 令和8年度途中退園を除く			3			
	兄弟が既に市内の保育園・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に入園している新規申込み児童の場合(弟妹にのみ加算)			3			
	市内の地域型保育(小規模保育、家庭的保育)等を利用し、同施設の卒園により他の保育園・認定こども園に申込み場合			1			
	同児童が週5日以上、有償で認可外保育施設等を利用している場合			1			
	父または母が就労に伴い単身赴任により別居している場合(祖父母等と同居している場合を除く)			1			
	保育可能な祖父母等(65歳以上の方を除く)が同一住所に居住している場合			-2			
	保育料等に滞納がある場合			-8			
	市や施設に相談なく保育料等に滞納がある場合			-12			
公的機関が、社会的養護等の配慮が必要と認める場合			5				
調査員判定	年 月 日	調査員		加減合計			

- 備考 (1)保護者それぞれに、保育を必要とする項目に応じた基準指数を求め、加算・減点分を合算して当該世帯の指数とする。
 (2)就労時間は、拘束時間とする。
 (3)1日の介護時間は、最低、日中4時間以上の介護を常態とする。
 (4)同点の場合は、原則多子世帯を優先します。

13点以上が入園対象の基本となる。